

徳島県、株式会社徳島大正銀行、とくぎんトモニリンクアップ株式会社との  
「自然環境に配慮した持続可能な経済活動の推進」に関する連携協定書

徳島県（以下「甲」という。）、株式会社徳島大正銀行（以下「乙」という。）、とくぎん  
トモニリンクアップ株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙の密接な連携及び協働により、2030年までに生物多様性の損失を食  
い止めて反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の取組を県  
内全域で推進し、「未来に引き継げる徳島」の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の事項（以下「本連携事項」と  
いう。）について、情報を共有し連携して取り組む。

- (1) 自然環境に配慮した「持続可能な経済活動」の推進に関する事項。
- (2) 「ネイチャーポジティブ」の普及に関する事項。
- (3) 「産・学・官・金」で構成するネイチャーポジティブ経済の「推進組織」の設置と  
運営に関する事項。
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項。

（機密保持）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に関して知り得た相手方の機密情報を本連携事項の履行に  
必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も  
同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、相手方の承諾を得た場合は第三者に本協定  
に関して知り得た情報を開示することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の  
上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、  
本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙、いずれかから、何らかの申  
し入れがない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の定める事項に関し、疑義が生じた場合は、  
甲、乙及び丙が協議して処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各  
自その1通を保管する。

令和7年3月28日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市富田浜一丁目41番地  
株式会社徳島大正銀行  
代表取締役頭取

丙 徳島県徳島市富田浜一丁目41番地  
とくぎんトモニリンクアップ株式会社  
代表取締役社長

後藤 国正

板東 豊彦

天野 喜彦